

# さくら

弁護士法人 さくら綜合法律事務所報

Office report

VOL. 12

- ▶ 雑感 と 蝶二題 ..... 弁護士 竹澤 京平
- ▶ 芸術家になった同級生のこと ..... 弁護士 高橋 一弥
- ▶ 時間外労働について ..... 弁護士 姉崎 真人
- ▶ 生成系AIについて ..... 弁護士 竹村 一成
- ▶ 貴方が亡くなったとき、スマホの中身は？ ..... 弁護士 秋場 啓佑
- ▶ 100万円の壺 ..... 弁護士 栗原 淳美



代表弁護士 竹澤 京平

## 雑 感

今年の夏は酷暑や豪雨災害なので大変でしたが、秋になっても例年と比べ暑い日が続くなど異常気象で、いよいよ温暖化による環境の箍が外れてしまったのではと心配です。

ところで先日の事務所会議で、秋場弁護士から電子書籍による検索システムの導入が提案されました。事前にデモンストレーションを見せてもらったのですが、検索したい事項をパソコンに入力すると、立ち所に関連記載があると思われる書籍が何冊か表示され、更の中の中から書籍を選ぶと関連事項のページが表示されると云うもので、これまでのようにいちいち書棚の本をひっくり返さなくても短時間で取り敢えずの目的を達することが出来るようです。

これを見ながら、我々の時代とは調べごとの方法など大きく変わってきたと痛感させられました。

そう云えば最近事務所でも書籍購入が減ってきたように思いますし、加除式書籍を整理してきているのもなるほどと思います。

我々の時代では、事務所を開設するにはまず法律専門書を買揃えるのが大変で、また応接室などの書棚には、お客様に対するアピールのインテリアの意味も兼ねて重厚な書籍や判例集を置いたりしたのですが、今はこうした必要も無くなったようです。

ただあまりに便利になると、自分で考えることをしないで、与えられた課題と同じ事例はないかと探すことに目が向いてしまうのではと少々気掛かりです。

世の中AIで文書まで作る時代で、誰れでも一定のことが出来てしまうようになりつつあります。(今は誤った情報などで結果も誤っている場合があるようですが、時を経れば経るほど精度は向上するでしょう)

こうした中で、我々に求められるのは、出来てきた結果を自分の頭で検索チェックする能力が不可欠になると思います。一度立ち止って原理原則(これも時々変動するので厄介ですが)や自らの経験や五感を動員して、自らの力で考えることを身に付けなければなりませんから、これは大変なことです。当事務所はこれまでも定期的に判例研究会を主催するなど、自分達で考えた意見を交換する場を設けてきましたが、結論を得るための便利さだけを追求するのではなく、こうした点にも留意して対応出来るよう努めたいと考えています。



## 蝶 二 題



自宅の近所を散歩中に、榎木の木の幹に羽化したばかりのあまり見掛けないシックな色合いの蝶が止っているのを見付け、手に止まらせて持ち帰り調べてみると、タテハ蝶の仲間のゴマダラ蝶らしいと判明しました。

しばらく観察していると、羽根が完全に開き自立して飛べるようになったので、庭の木に放してやりましたが、瞬く間に飛び立ち隣家に行ってしまいました。



8月の終りに長野に行き、ロープウェーで北八ヶ岳に登り散策していたところ、偶然木道のそばの笹の葉にクジャク蝶が休んでいるのを発見し、思わず携帯写真に納めました。クジャク蝶は高山蝶で2000メートル前後の高地で見られると云われており、1の写真の蝶を図鑑で調べたときに同じタテハ蝶の仲間が多数のっている中にクジャク蝶もあったのを記憶していたこともあって、現物に会えたことに少々感激しました。羽根の丸い紋様がクジャクの尾羽の紋様に似ているところから名付けられたそうです。

弁護士 高橋 一弥

## 芸術家になった同級生のこと

秋ですので、彫刻版画家になった同級生のことを話します。

山形県上山市立上山中学校3年F組で私の隣の席にいたT君のことです。吹奏楽部の指揮者をしていた彼は、どこか大人びた雰囲気をもとう物静かな生徒でした。

中学卒業後はつきあいがほとんどなくなり、彼が芸術の世界に入ったことを知ったのは30歳を過ぎてからのことでした。父親の影響を受けたのでしょうか、大学時代(工学部)から彫刻を始め、在学中に版画を自費出版した後、中退して帰郷、彫刻と銅版画の制作に打ち込み始めたのです。

中学校の近くにある彼のアトリエを私が訪ねたのは、33歳のときでした。既に県内外で活躍していた彼の個展を覗いた後、しばらくして同級生の気安さから訪ねてみたのです。アトリエは小綺麗な戸建てで、内部も思いのほか整然としていました。久闊を叙し、互いの暮らしぶりをしばらく語り合ううち、異界に迷い込んだような気がしてきました。ゆっくり静かな声で語られる彼の生き方は私とは異質であり(当時、私は検事をしていました)、その創造の世界なるものは私の理解など及ぶべくもないと理解するだけで精一杯でした。彼は多くを語りませんが、それでも事実だの証拠だのと血眼になっていた私には、大げさに言うと同じ人間とは思えないというほどの衝撃があり、感想すら不用意に口にできませんでした。辞去して少し落ち着いてから、中学時代の彼の印象と繋がり、近きにありて遠き存在だったんだなどと凡庸な結論を出して自分を納得させたものです。

この日、落ち着かなくも厳かな思いに圧倒された後、私は彼の作品を購入したいと申し出ました。性懲りもなく、有名になる前の安いうちに入手しておきたいなどと野卑な下心まで口に出して。彼は微笑みつつ刷り上がっていた銅版画を10枚ほど取り出してくれましたが、悲しいことに雫ほどの感性も知識もない私にはどれがよいのかわかりません。そこで、創ったお前が一番出来がよいと思っている作品がどれか教えてくれ、それを買うからと問うと、彼は真顔になり、良いか悪いか、気に入るか入らないかは観る側が決めることだから自分で選べという厳かな言葉が返ってきました。赤面の極みのやり取り後、無教養丸出しの田舎者が無知の感性に従い買い求めた2点は、その後35年にわたり拙宅の居間で私と家族の暮らしを静かに眺めています。

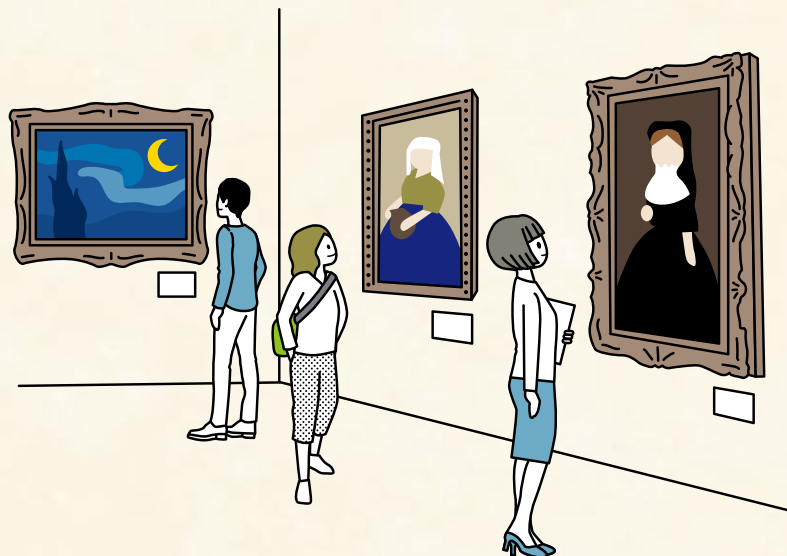


購入の5年後、T君は劇症性肝炎にて38歳で急逝しました。死後、作品集が出版され、彼の彫刻群の一部はふるさとの山蔵王の麓に野外展示されました。

そして30年を経た今夏、故郷でT君の没後30年展示会と記念講演が開催されたと聞き、作品集を読み返してみました。彼は具象画家を自称していますが、私には抽象画のようにしか見えないのは、事象の見え方が凡人と違うからなのでしょう。万物の源となっている世界を彼は「彼岸」と言い、俗世の「此岸」にうろつくものには彼岸にある何も見えてこないと書き残しています。そして、「私の生き方が即、作品の線となろう。そうあらねば描く価値など、どこにもあるまい。」とストイックな生き方に徹し、まさに命を削って彫り続けたのです。

彼は時代を超える作品を創ろうとしていましたが、遺された作品群からは本人しか見えない世界を目指して模索し続けていたさなかであったような印象を受けます。志半ばにして倒れた、正に夭折の芸術家と言うのでしょうか。私の方は生きながらえ、何かにつけて振り返ることの多くなった老境の今、彼の目に映っていた世界を、理解できなくとももっと語り合えなかったことが悔やまれてなりません。

自分とは対照的な彼の生き様を思うと、胸が熱くなります。亡くなって30年も経つのに彼の業績を評価してくれる人がいるのをうれしく思います。友人というほどの交わりはありませんでしたが、こういう同級生を持ったことを誇りに思います。私は彼のような一途な人間をほかに知りません。



## ～時間外労働について～

## 第1 総論

2015年に大手広告代理店で過労死事件が発生しました。当該事件は世間の注目を集め、これを機に、長時間労働の弊害がより真剣に議論されるようになりました。

2019年からは、「働き方改革」として、時間外労働の上限規制が変更されたほか（当該規制は2020年4月から中小企業にも適用されています）、割増賃金率の引き上げや、消滅時効期間の延長もなされました。

今回は、度重なる労働法規関連の改正がなされたことを踏まえ、時間外労働に関する規制について改めて内容を整理したいと思います。

## 第2 労働時間の規制について

## 1 原則

労働者の労働時間は、1日8時間、週40時間に制限されています。また、毎週少なくとも1日の休日が必要です。

この原則を超えて就労させるためには、いわゆる三六協定（労働基準法36条に基づいて使用者側と労働者側が合意する労使協定）を締結する必要があります。

## 2 三六協定について

## (1) これまでの三六協定（右上に図を示します）

三六協定で労働時間を延長した場合でも、月45時間、年360時間という制限がありました。

他方で、年6ヶ月の限度で、特別条項に基づき、上記の原則を超える労働時間が許されていました（労働時間の延長について制限はありませんでした）。

なお、三六協定違反の罰則はありましたが、「月45時間、年360時間」という規制自体に違反しても罰則はなく、かかる制限はあくまで目安という位置づけに過ぎませんでした。

(改定前の三六協定)



厚生労働省「時間外労働の上限規制」

<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/overtime.html>

## (2) 改正後の三六協定（次頁に図を示します）

以下のとおり、延長の理由と上限が定められたほか、労働時間の規制違反に刑事罰が設定されました。

① 月45時間、年360時間という原則が法律による上限となりました。

② ①の上限を延長するために、臨時的な特別の事情が必要となりました。

例えば、予算や決算業務、ボーナス商戦、納期のひっ迫など、長時間労働を正当化する特別な事情がある場合に限り労働時間の延長が認められます。

③ ②のような特別の事情があっても、以下の制限が定められています。

・時間外労働は年720時間以内です。

さらに、月45時間を超えるのは年6ヶ月が限度とされています。

・時間外労働と休日労働の合計時間は月100時間未満であり、かつ、2～6ヶ月のどの平均をとっても80時間以内とする必要があります。

④ これらの規制に違反した場合、6ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金が科せられます。

## (改定後の三六協定)



厚生労働省「時間外労働の上限規制」

<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/overtime.html>

## (3) 使用者が注意すべきこと

使用者は、労働者の労働時間を把握する義務を負います（労働安全衛生法第66条の8の3）。

この点、違法な時間外労働が生じていた場合に、使用者側で「労働者が勝手に残業していた」と主張しても、法律違反の責任を免れない場合が考えられます。

そのため、使用者側で、タイムカードやスマートフォンの勤怠管理アプリ等による労働時間管理を徹底し、法律違反が生じないように特に留意する必要があります。

## 3 割増賃金率の引き上げ

2023年4月1日から、中小企業について、次のとおり割増賃金率が引き上げられました（大企業については2010年4月から適用済みです）。

今後は、残業代の算定について、割増賃金率の変更を考慮する必要があります。

(2023年3月31日まで)			(2023年4月1日から)		
月60時間超の残業割増賃金率 大企業は 50% (2010年4月から適用) 中小企業は 25%			月60時間超の残業割増賃金率 大企業、中小企業ともに50% ※中小企業の割増賃金率を引き上げ		
	1か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間 を超える労働時間〕			1か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間 を超える労働時間〕	
	60時間以下	60時間超		60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%	大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%	中小企業	25%	50%

厚生労働省作成のパンフレット「月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が引き上げられます」から抜粋  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000930914.pdf>

## 4 消滅時効期間の延長

残業代の請求については、これまで、過去2年間に限定されていました（2年経過すると残業代の請求権が消滅していました）。

この点、2020年4月1日以降に発生した残業代については、請求権の消滅期間が3年間に延長されています。

なお、本来、法律上の請求権が消滅する期間は原則5年とされており、残業代の請求権が3年間で消滅するというのは例外の扱いとなっています。今後は、例外を解消するという観点より、残業代を消滅できる期間がさらに延長される可能性があります。

## 5 まとめ

時間外労働及び残業代の請求については、これまで説明してきたとおり、段々と規制が厳しくなっています。

今後も規制が緩むことは考え難いことから、使用者側としては、時間外労働及び残業代に関する法的リスクが増大していることを踏まえ、より一層の適法・適切な労働時間管理が求められていると考えます。



## ～生成系 AI について～

最近、生成系（ジェネレーティブ）AIという言葉、頻繁に耳にします。生成系AIとは、様々な成果物を生成することができるAIの総称のことです。代表的な生成系AIとしては、ChatGPTがよく知られているところでしょう。ChatGPTは、2022年11月にリリースされたものですが、1年も経たずに爆発的に普及し、既に、ほとんどの人が名前を知っているツールになっています。

ChatGPTには、OpenAI社が開発した大規模言語モデルGPTをベースとするチャット形式で対話できる機能が組み込まれています。GPTは、Generative Pre-trained Transformerの略語で、Generative（生成）、Pre-trained（事前学習された）、Transformer（ニューラルネットワークアーキテクチャの一種で、言語・画像等の分析に有用なモデルのこと。ニューラルネットワークとは、機械学習の一種であるディープラーニング（深層学習）によって、人の脳の動きを模して構築したAIモデルのことを意味します。）といった言葉がもとになっています。

大規模言語モデルでは、大量のデータを学習し、次に来る確率の高い単語を予測できるように訓練されています。例えば、「バターを塗った」の後には、「トースト」や「フライパン」という単語が続く可能性の方が、「車」や「鉛筆」という単語が続く可能性より高いということが、予測可能なように訓練されているというイメージであると説明されています。

ChatGPT等の自動応答チャット生成系AIは、このような仕組みを使って、数珠つなぎのように、言葉をつなげていくことにより、ユーザが入力した指示に対して、応答がされ、会話が成り立つように設計されています。

自動応答形式の生成系AIは、人間のよう、一定の感情や主義や思想をもって会話をしているものでは

なく、また、あらかじめ用意されている1対1のQ&Aのデータベースのようなものから回答を引き出しているといったものでもありません。あくまで、入力された指示に続く応答として、確率が高い言葉を出力しているに過ぎません。

以上のような仕組みであるため、自動応答形式の生成系AIにおいては、堂々と事実と反する生成結果を出力するということが起こりえます。

このようにAIが生成する成果物が事実と反する場合のことを、一般に、「ハルシネーション（幻覚）」と呼んでいます。

実際、アメリカで、弁護士がChatGPTが回答した裁判例を書面で引用したところ、実在しない裁判例であったことが判明したという事案が世界的にも広く報道されているところです（その弁護士は、実在する裁判例かをChatGPTに確認したが実在すると回答されたようです。）。

本稿執筆に際して、当該事案に関するアメリカの裁判所の資料を見たところ、その事案は、同僚の弁護士がChatGPTを基に起案した文書を担当の弁護士が署名して裁判所に提出したという事件のようです。文書提出後、相手方の弁護士から引用判例が存在しなかったことを指摘されたにも関わらず、弁護士は当該文書について、取り下げや説明を行わず、裁判所が独自に調査して引用判例が存在しないことを確認しました。その結果、その弁護士は、懲戒手続に付され、裁判所から、罰金5000ドルの支払いなどの制裁が命じられたようです（日本では弁護士会が弁護士の懲戒権を持っていますが、アメリカでは裁判所が弁護士の懲戒権を持ちます。）。

このようなハルシネーション（幻覚）の存在は、大規模言語モデルを組み込んだ自動応答チャット生成系AIの利用にあたっては最も注意すべきことでしょう。



根拠として示された論文等が実在していても、その論文等の中に該当する記載が存在しないといった可能性もあるので、文献等が存在するだけでは安心できず、原典を確認することも重要となってきます。ハルシネーション（幻覚）で生み出された情報がインターネット上で公開されるとさらにそれを学習データとして学習してしまうことも問題として指摘されています。

司法界でもAIの活用が検討されており、今年8月1日には法務省も企業間で交わす契約書を人工知能（AI）で審査するサービスについて指針を公表してい

ます。しかし、AIには様々な問題点があることは十分に意識しておく必要があります。ハルシネーション（幻覚）もAIの抱える問題の1つに過ぎません。今後、どのようにAIと付き合っていくのか、司法界としても、非常に重要なテーマだと思います。

（注）本稿では、森・濱田松本法律事務所の田中浩之弁護士の講演に多くの内容を依拠し、講演で配布された資料を基に作成しました。



## 貴方が亡くなったとき、スマホの中身は？

### 1 スマホと相続

今や老若男女問わず、ほとんどの人がスマホを所持する時代になり、様々なことがスマホで完結する時代になりました。

スマホには、様々な重要な情報が保存されています。

お金に関するものとしては、最近ではネット銀行やネット証券など、スマホのアプリで完結する金融サービスが多くあります。

あるいは今時は、自営業の方であれば、スマホの中に大切な仕事のデータを保管しているかも知れません。仕事以外でも、たとえば家族との写真など、お金には換えることのできない大切なデータもあるでしょう。

遺産分割のため、仕事を引き継ぐため、遺族が故人のスマホにアクセスしたいと思うことは、しばしばあり得るところです。

### 2 遺族はスマホにアクセスできるか

ある人が亡くなったとき、その遺族は、スマホにアクセスすることができるのでしょうか。

スマホにはパスワードを設定している人が多いと思います。この場合遺族は正しいパスワードを入力しなければならず、複数回間違えるとロックがかかってしまい、最悪の場合半永久的にアクセスができなくなってしまいます。

パスワードは、スマホのメーカーやキャリアも解除はしてくれません（というよりも、できません）。顔認証や指紋認証については、（私も実際に試したことはないのですが）、亡くなっている状態は生体認証は突破できないという情報もあります。

スマホからのデータの取出しを扱う業者もありますが、そもそも本当にそういった技術があ

るのか、という点からして疑問です。

### 3 相続への備え

したがって、スマホ内に大切なデータを保管している場合には、いざというときに遺族等がそれにアクセスできるようにしておくことが考えられます。

方法のひとつとしては、スマホのパスワードを紙に書き出しておくことが考えられます。そうした方法を推奨する実務家もいます。とはいえ、パスワードを紙に書いて保管しておくということはセキュリティの観点から問題があります。そうした方法を取る場合には、紙は貸金庫等に保管しておく必要があるでしょう。

信頼できる人に伝えておくことも考えられますが、第三者にパスワードを教えることにはやはり不安が残ります。

公正証書遺言に記載しておくこともあり得るかも知れませんが、しかし、公正証書遺言は作成時に証人の立会があるため、やはり第三者にパスワードを知られる危険があります。

### 4 まとめ

このように、どのような方法をとっても問題はあり、スマホに関する相続の備えに正解があるわけではありません。

ご自身のスマホの使用状況やスマホを通じて使用しているサービス等に照らして、どのような対応が望ましいか、一度ご検討されてはいかがでしょうか。



## 100万円の壺

### 1 Xさんからの相談

Xさんには持病があり、長年悩みを抱えていました。そこで、Xさんは、とある占い師Yのもとへ相談に行ったところ、Yに「あなたには悪霊が憑いている。この壺を家に置かないと大変なことになる。壺は100万円です。」「このまま放っておけば病気はどんどん悪くなります。この壺を置けば悪霊は去り、病気は悪化しませんよ。」と言われました。Xさんは壺を買うかどうか、自宅に帰ってよく考えたいと申し出たのですが、Yに「今決断をしないと手遅れになりますよ。」と引き留められ、100万円もする壺を買ってしまいました。

冷静になって考えると、なんだか騙されている気がします。壺を返品して、なんとかお金を取り戻す方法はないのでしょうか？

### 2 靈感商法とは

Yによる壺購入の勧誘は、いわゆる靈感商法にあたる考えられます。靈感商法は、以前までは規制対象として法律に規定されていませんでしたが、平成30年の法改正により消費者契約法に明記されました。

消費者契約法4条3項8号は、靈感商法について、「消費者に対し、①靈感その他の合理的に実証することが困難な特別な能力による知見として、②当該消費者又はその親族の生命、身体、財産その他の重要な事項について、そのままでは現在生じ、若しくは将来生じ得る重大な不利益を回避することができないとの不安をあおり、又はそのような不安を抱えていることに乗じて、③その重大な不利益を回避するためには、当該消費者契約を締結することが必要不可欠である旨を告げること」と規定し、これにより当該消費者が困惑し、それによって

当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができるとしています。

ここでいう「靈感」とは、除霊、災いの除去や運勢の改善など、超自然的な現象を実現する能力を指し、靈感以外でも、「その他の合理的に実証することが困難な特別な能力」も対象とされ、星座占い、タロットカードなどの超能力も該当します。

簡単に言えば、靈感商法とは、単なる置物などに、あたかも超自然的な霊力があるように言葉巧みに思わせて、不当に高い値段で物品を売り込む商法のことをいいます。

### 3 昨今話題の靈感商法

靈感商法による被害は最近ニュースで話題です。全国靈感商法対策弁護士連絡会によると、全国で靈感商法による被害で寄せられている相談件数は、1987～2021年で3万4537件、被害額は1237億円にのぼると言われています。昨今話題の「旧統一教会」が、信者の不安につけ込んで高額な壺や印鑑などを売りつける靈感商法を行ったとして、社会的な問題になっていることは皆様もご存じのとおりです。

### 4 騙されて買ってしまった場合はどうするの？

では、もし靈感商法に騙されて、物品を購入してしまった場合はどうすればいいのでしょうか。相談事例では、Xさんは、占い師Yにより、Xさんには悪霊が憑いており、このままでは持病がますます悪化するという重大な不利益を告げられ（2で述べた①②の要件に該当）、また、壺の売買契約によって悪霊が去り、病気の悪化という不利益を避けることができることを告げられています（③の要件に該当）。こうした勧誘によって、Xさんの不安をあおり、

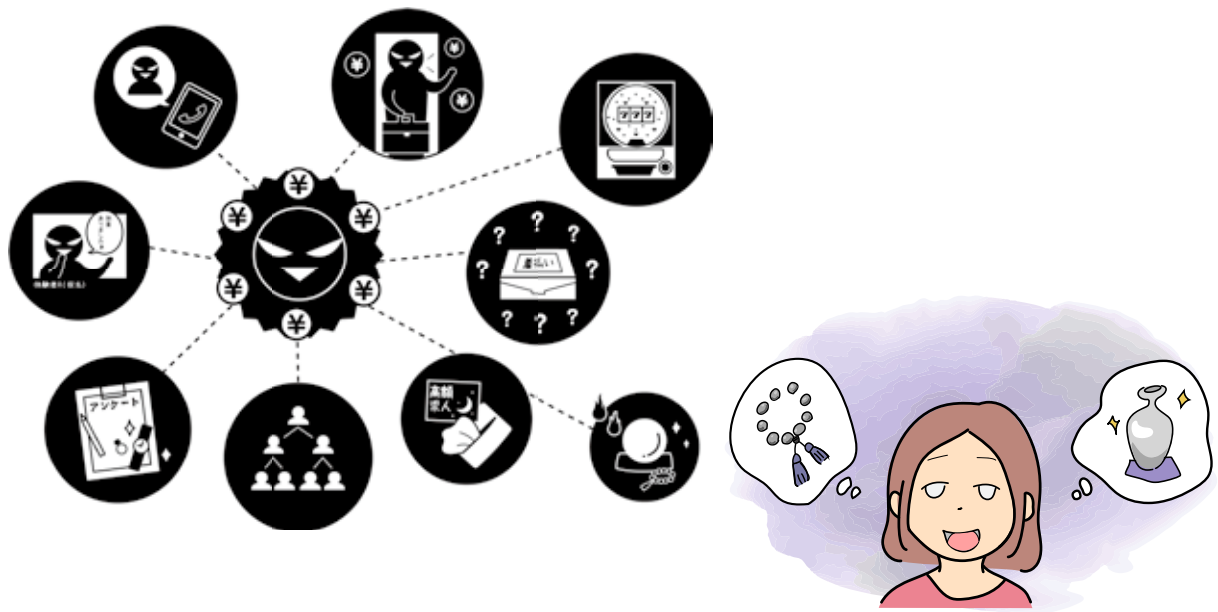
Xさんが困惑に陥って自由な判断ができずに壺の購入を承諾したのであれば、消費者契約法に基づき、その承諾の意思表示を取り消して、壺の購入代金100万円の返還をYに求めることが考えられます。

## 5 即決はしない、証拠を残す、専門家に相談する

Xさんは、壺の購入を迫られその場で決断をしてしまいましたが、まずは被害に遭わないことが一番であるのは言うまでもありません。物品の代金が一般的に考えて高いと感じたら、その場で即決はしないことです。それでも、勧められた壺や数珠が欲しいと思ったら、それまでの会話の内容を細かく残すことが重要になります。あとで言った言わないの争いにならないよう、よくよく相手の勧誘や説得を

聞き直して、それを録音することが効果的です。あとは、代金を支払った証拠を領収書などで残しましょう。

もし、Xさんのような被害に遭ってしまったと思ったら、消費者センターや弁護士などの専門家にご相談なさってください。市町村の無料法律相談や、千葉県弁護士会が設置する消費者事件の専門相談窓口（初回のご相談は無料です。）を利用することもできます。一人で悩まず、早めのご相談をおすすめします。





## 弁護士の近況報告です

令和5年10月5日～6日にかけて、長野県長野市において、第65回日弁連人権擁護大会が開催され、参加してきました。大会の後、長野観光をしまして、**A**の写真は、「千と千尋の神隠し」の湯屋のモデルの1つと言われている渋温泉の老舗旅館「金具屋」の建物です。**B**の写真は、地獄谷温泉内の地獄谷野猿公苑で撮影したものです。撮影した日には、沢山の猿が山から「出勤」してくれていて、とっても癒やされました！

[竹村]

**B** 地獄谷温泉内の  
地獄谷野猿公苑

**A** 渋温泉の老舗旅館「金具屋」



当事務所では、主として以下のとおりの事件を取り扱っております。  
お気軽にご相談ください。

### 交通事故

当事務所は長年に渡って損保会社から相談を受け、多数の交通事故事案の解決にあたってきました。

加害者側、被害者側を問わず、適切な解決をサポートいたします。

### 離婚・相続・信託

家庭裁判所の調停委員として様々な事件に携わった経験を有する弁護士が在籍する当事務所が、離婚、相続や信託などの家庭の法律問題に対応します。

### 医療法務(歯科)

当事務所は、歯科医師会の顧問として多くの歯科医療に関する紛争を解決して参りました。歯科診療や医院経営にまつわる問題について、ご相談ください。

### 一般民事

土地・建物の明渡、貸金の回収、その他多種多様な案件をお受けしています。身の回りの法律トラブルでお困りの際は、当事務所にお越しください。

### 企業法務

金融機関などの多数の企業の顧問として企業法務に携わる当事務所が、契約書のチェックや労務問題への対応などを通じて皆様の企業活動をサポートいたします。

### 建築紛争

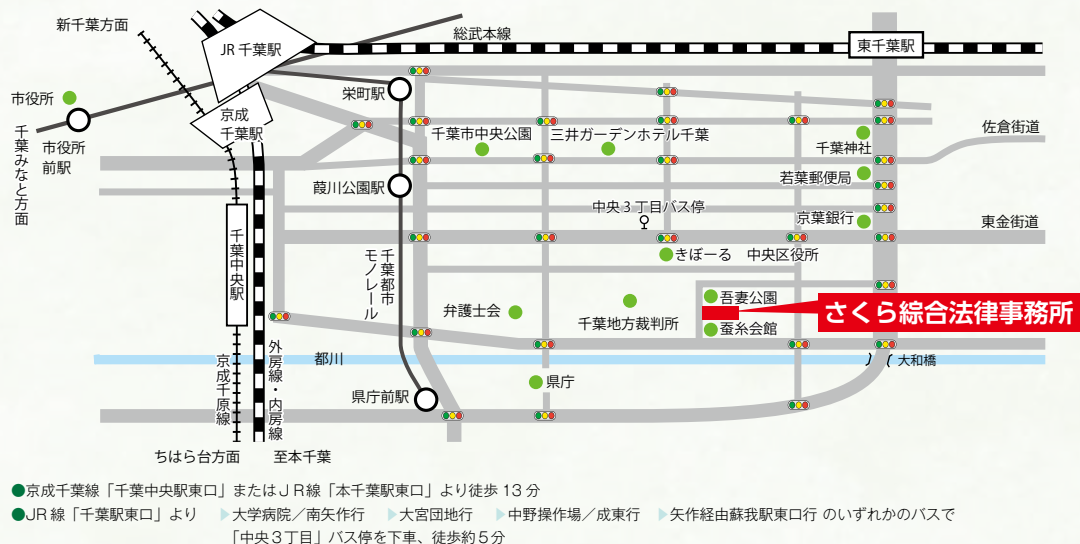
住宅瑕疵などの建築をめぐる紛争につき、弁護士会の建築問題を扱う各種委員会に所属し、専門的知見を有する弁護士が解決にあたります。施工側、注文者側双方からのご相談に対応しております。

### 倒産・債務整理

多額の借金にお困りの方は、債務者の代理人や裁判所から選任される破産管財人として数々の倒産事件を取り扱ってきた実績のある当事務所にご相談ください。

### その他

本頁に記載のない分野の問題につきましても対応いたします。法律問題でお困りの際は、まずご相談ください。



## 弁護士法人 さくら綜合法律事務所

〒260-0013 千葉市中央区中央4丁目10番16号 CI-22ビル7階  
TEL.043-225-7080 FAX.043-227-7513  
<https://sakurasogo-lawoffice.com>  
<https://sakurasogo-s.com> (相続・信託サイト)